

岡山県庁舎食堂
出店者公募要項

令和6年3月

岡山県 総務部 財産活用課

岡山県庁舎食堂出店者公募要項 もくじ

第 1 公募の内容	
1 公募の目的	1
2 指定する業務	1
3 出店する場所	1
4 出店にあたっての基本的な考え方	1
5 出店内容	1
6 費用負担区分	2
7 使用の制限等	2
8 設備の諸条件	3
9 出店参考情報	3
第 2 契約等	
1 契約	3
2 契約の取消し又は変更	3
3 原状回復	3
4 損害賠償	4
5 契約の取消しによる損失の取扱い	4
6 店舗設置工事	4
7 定期報告等	4
8 実地調査等	4
9 その他	4
第 3 応募の条件等	
1 応募者の資格	5
2 岡山県庁舎食堂出店者公募要項の配布期間及び場所	5
3 現地説明会の開催	6
4 公募内容に関する質問の受付	6
5 応募申請書及び企画書類の提出	6
6 応募申請書及び企画書類の要件及び取扱い	7
第 4 審査及び選定に関する事項	
1 選定委員会の設置	7
2 審査及び選定の方法	8
3 出店決定後の諸手続き	8
第 5 申請にあたっての留意事項	
1 選定の対象からの除外	8
2 その他	9

別表・様式編

別表 1-1 企画書類の内容内訳及び提出部数（法人応募者） 別表 1-2 同 上（個人応募者） 別表 1-3 同 上（連合体応募者） 別表 1-4 同 上（該当者のみ） 別表 2 企画提案項目及び審査に係る評価の視点 別表 3 評価の方法	様式第 1 号 現地説明会参加申込書 様式第 2 号 公募要項に関する質問・回答書 様式第 3 号 企画提案応募申請書 様式第 4 号 事業概要 様式第 5 号 企画書 様式第 6 号 役員等名簿 様式第 7 号 応募申請書記載事項変更届出書 様式第 8 号 申請辞退届出書
--	--

別添：①岡山県庁舎敷地平面図②出店予定場所図面

岡山県庁舎食堂出店者公募要項

第1 公募の内容

1 公募の目的

岡山県では、岡山県庁舎内に設置する食堂について、職員の福利厚生の一環として、また来庁者の利便性の向上を図るため、食堂を再開することとしました。

このため、県が提示する諸条件の下、飲食業経営に豊富な経験や実行力等を有し、その企画力、運営力を活かした利便性の高い食堂を運営し、飲食物を供給できる出店者を公募します。

2 指定する業務

岡山県庁舎における「食堂」の運営に関する一切の業務（名称は出店者から提案してください）

3 出店する場所

- | | | |
|-------------|---|------------------------|
| (1)名 | 称 | 岡山県庁 本庁舎 |
| (2)所 | 在 | 岡山市北区内山下2丁目4番6号 |
| (3)食堂完成年月 | | 令和6年3月 |
| (4)出店場所 | | 本庁舎地下1階（別添平面図参照） |
| (5)食材搬入場所 | | 本庁舎地下1階（別添平面図参照） |
| (6)厨房面積 | | 161.00平方メートル |
| (7)客席面積 | | 467.60平方メートル（客席数約190席） |
| (8)食材搬入場所面積 | | 17.80平方メートル |

4 出店にあたっての基本的な考え方

企画立案にあたっては、特に次のような点を重視してください。

- (1)店舗内容及びサービス向上への配慮
- (2)食の安全及び衛生・環境の確保
- (3)安定的・継続的な店舗運営

5 出店内容

(1)出店の方法及び根拠

出店者決定後に地方職員共済組合岡山県支部と出店者との間で締結する飲食物の供給に係る契約により出店するものとします。

(2)営業条件等

事 項	条 件 等
営 業 日	・開庁日（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）のみ
営 業 時 間	・昼食の提供は必須とし、11時から14時までは必ず営業を行うこととします。 ・朝食、夕食、喫茶等の提供については出店者の選択とします。 ・必須時間を超える営業は、開庁時間等を考慮の上、出店者が定めることとします。 ・出店後に営業時間及び昼食以外の提供の見直しを行うことも可能としますが、それらの変更にあたっては、事前に地方職員共済組合岡山県支部の承認を受ける必要があります。

	※開庁時間：開庁日の7時30分から18時まで
客席スペース	・客席スペースは、営業時間以外は食堂利用者以外も使用可能な共用スペースとして活用することとしていることから、契約の対象とはしていません。
その他	・県職員その他、一般の来庁者も利用します。 ・開庁時間外の庁舎内への立入は、県の許可が必要となります。 ・年間数回程度、閉庁日に設備等の点検のため停電する日があります。なお、停電の時間は1回につき最大10時間程度です。

(3) 契約期間

契約期間は、飲食物の供給に係る契約締結の日から令和7年3月31日までです。

ただし、食堂の継続的な運営に支障がないと地方職員共済組合岡山県支部が判断した場合は、契約締結日から5年を限度に契約期間を更新することとします。

(4) 営業開始期限

令和6年7月末までに営業開始してください。

6 費用負担区分

項 目	県	出店者
1 光熱水費（厨房内）*1		○
2 光熱水費（厨房以外 [給茶コーナー、食堂利用者用トイレ・手洗スペース含む]）	○	
3 厨房設備・機器類購入費及び維持管理費（県所有に係るもの）*2	○	
4 厨房設備・機器類購入費及び維持管理費（出店者所有に係るもの）		○
5 外線電話設置費及び使用料*3		○
6 食堂定期清掃費（厨房内・排水槽・排水管・グリーストラップ等）		○
7 食堂定期清掃費（机・床）*4	○	
8 精算システム・無線LAN導入、維持管理費		○
9 ごみ処理の実施*5		○

*1 契約期間中に厨房内で使用した光熱水費のうち、電気及び上下水道料金については、実費相当分全額を使用者の負担とし、計量器(子メーター)の指示値により県が計算した額を四半期毎に指定期日までに納入すること。

*2 故意又は重過失による故障・破損等については出店者が負担

*3 内線電話については料金徴収しない。

*4 食事中に利用者がこぼし又はひっくり返したもののみ出店者が拭き取ること。

*5 調理に伴い発生した廃棄物及び返却台に置かれた廃棄物に限る。

7 使用の制限等

(1) 使用の制限

ア 出店者は出店場所を食堂の営業以外の用途に供してはなりません。

ただし、売上増加等食堂の安定的な運営を目的として出店者が実施する販売促進策や社会貢献、イベント等で地方職員共済組合岡山県支部が承認したものについてはこの限りではありません。

イ 出店者は、出店場所を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければなりません。

ウ 出店者は、契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、他人に使用させ、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできません。

エ 客席スペース等に食券機、ショーケース、テイクアウトコーナー等を設置する場合は、事前に地方職員共済組合岡山県支部と設置場所について協議することとします。

(2) 工事等の制限

ア 出店場所について、現状を変更する等の工事を行うとき、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面によ

り地方職員共済組合岡山県支部の承認を受けなければなりません。
イ 上記アの工事、修繕等を行う場合は、出店者自らが行うこととし、その場合の費用は出店者の負担となります。

(3) 防災上の配慮

出店にあたり関係する法令について、所轄する官公庁等と協議を行います。

(4) 商品の搬入・廃棄物の搬出等

商品の搬入及び廃棄物の搬出等については、食材搬入場所付近に設置予定の駐車場を使用して行うことができます。（高さ制限 2.3m あり）

(5) 食堂内の清掃

出店者は厨房スペース等に係る清掃の他、雑排水槽、排水管、グリーストラップ清掃及び害虫駆除作業を自ら行うこととします。

(6) 防犯対策

出店者は契約対象面積に係る防犯対策を自ら行うこととします。

(7) その他

ア 食堂内は全て禁煙とし、契約対象面積及び客席スペース内の灰皿の設置も不可とします。

イ 食堂の運営にあたっては、関係法規及び県の関係規程等に定める事項を遵守しなければなりません。

ウ メニュー及び価格を変更する場合は地方職員共済組合岡山県支部と協議の上で決定し、利用者への周知期間を設けた後に実施できることとします。

エ 厨房内の調理器具等の備品（新品）については、無償で使用することができます。使用することができる備品については、現地説明会で一覧表を配布します。

8 設備の諸条件

厨房内に設置している設備については、使用することができますが、既存設備を出店者が取替工事した場合は、出店者自らの負担と責任において、維持管理を行うこととします。

設備の詳細については、現地説明会で「設備諸条件一覧表」を配布します。

9 出店参考情報

職員等在館者数（令和 5 年 4 月 1 日現在） 約 2, 9 0 0 人（教育、警察含む）

第 2 契約等

1 契約

選定された出店者は、第 1 の 5 (1) のとおり地方職員共済組合岡山県支部との間で飲食物の供給に係る契約を締結しなければなりません。

2 契約の取消し又は変更

地方職員共済組合岡山県支部は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を取り消し、又は変更することができます。

(1) 出店者が許可の条件に違反したとき

(2) 出店者が第 1 の 7 の使用の制限等に違反したとき

(3) 出店者が第 3 の 1 の応募者の資格を失ったとき

(4) 出店者が地方職員共済組合岡山県支部と交わす契約に違反したとき

(5) 県において公用又は公共用に供するため出店場所を必要とするとき

3 原状回復

- (1) 契約が取り消されたとき又は契約期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、地方職員共済組合岡山県支部の指定する期日までに、出店場所を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、県が特に承認したときは、この限りではありません。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担においてこれを行うことができます。

4 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、出店場所の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、出店場所を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、地方職員共済組合岡山県支部が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (3) 出店者は、出店場所の使用にあたり、岡山県、地方職員共済組合岡山県支部又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

5 契約の取消しによる損失の取扱い

- (1) 上記2の規定により契約を取り消し又は変更した場合において、その取消し又は変更により出店者に損失が生じても、地方職員共済組合岡山県支部はその損失を補償しません。また、出店者は県に対し一切の補償の請求は行わないこととします。
- (2) 契約が取り消された場合において、出店者は、出店場所に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

6 店舗設置工事

- (1) 出店者は、出店にあたり、現状を変更する等の工事を行う場合は、自らの責任と負担において、必要な設置工事を行うこととします。
- (2) 上記工事については、開始前に、地方職員共済組合岡山県支部と設計及び施工の協議を行うこととします。地方職員共済組合岡山県支部は工事終了後に履行確認を行います。この確認をもって工事が完了したものとします。
- (3) 出店者が設置した設備等については、出店者が自らの負担と責任において、維持管理を行うこととします。

7 定期報告等

出店者は、毎年度、事業報告書等を作成し、地方職員共済組合岡山県支部に提出しなければなりません。

8 実地調査等

地方職員共済組合岡山県支部は、出店場所について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持管理に関し指示することができます。

9 その他

- (1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。
- (2) 契約条件については、本要項に定めるもののほか、県の関係条例又は規則等に定める

ところによります。

- (3) 県庁舎の設備点検等のため、営業時間内・外を問わず、県職員が随時に立ち入ることがあります。
- (4) 出店者は、接客態度等に配慮してサービスの提供を行うとともに、地方職員共済組合岡山県支部が要請する事項について、最大限配慮しなければなりません。

第3 応募の条件等

1 応募者の資格

応募の資格者は、次の要件を満たしていることとします。

- (1) 県庁舎内に設置する食堂の基本的な考え方について理解し、出店に意欲ある者であること
- (2) 良質な食事及び優良なサービスを提供でき、食堂の提供食数を完全に満たす能力と実績を有すること
- (3) 食堂の企画・運営のノウハウを持ち、岡山県内での飲食店、食堂等の健全な運営実績を3年以上有する者、又は、官公庁等における食堂の運営実績を3年以上有する者であること（フランチャイズ運営会社が出店者の決定を受けた後、フランチャイズ契約等に基づき、第三者に運営を任せようとするときは、フランチャイズ運営会社と当該第三者との連名により応募すること。この場合において、第三者が未定である場合は、共同応募者欄に「未定」と明記すること。共同応募者欄が空欄の場合、後に第三者に運営を任せることは認めない。）
- (4) 食堂の運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有するものを従事させることができる者であること
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (8) 県税に係る滞納、県内市町村税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る滞納がないこと
- (9) 応募者又はその役員が、岡山県暴力団排除条例（平成23年岡山県条例第57号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと又その利益となる活動を行う者ではないこと
- (10) 応募者又はその役員が、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと
- (11) 応募者又はその役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと
- (12) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと
- (13) 上記(1)から(12)を満たす複数の者による連合体での応募も可能とする。ただし、当該連合体の構成員が単体又は他の連合体の構成員として参加する等、重複しての応募は不可とする。

2 岡山県庁舎食堂出店者公募要項の配布期間及び場所

- (1) 配布期間 令和6年3月19日(火)から令和6年4月11日(木)まで（閉庁日を除く。）の9時から17時まで

- (2)配布場所 〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
岡山県総務部財産活用課
TEL：086-226-7234
FAX：086-224-3660
- (3)その他 岡山県財産活用課ホームページからもダウンロードできます。
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>

3 現地説明会の開催

- (1)開催日時 令和6年3月28日(木)15時から
(2)開催場所 第1の3の出店場所(岡山県庁本庁舎)
(3)申込方法 「岡山県庁舎食堂現地説明会参加申込書」(様式第1号)に必要事項をご記入の上、FAX送信してください。
(4)申込先 上記第3の2(2)に同じ
(5)申込期限 令和6年3月25日(月)の17時まで
(6)その他
ア 参加人数は、1申込者につき3名までとしてください。
イ 説明会の内容は、公募要項の概要説明、現地見学及び質疑応答等です。
ウ 現地説明会には、公募要項を持参してください。
エ 現地説明会に出席できない場合は、現地説明会の翌日以降、当日配付資料を総務部財産活用課で配布します。

4 公募内容に関する質問の受付

- (1)受付期間 令和6年3月19日(火)から令和6年4月11日(木)まで(閉庁日を除く。)の9時から17時まで
(2)質問方法 「公募要項に関する質問・回答書」(様式第2号)により、FAX送付してください。
(3)宛先 上記第3の2(2)に同じ
(4)回答方法 質問者に対し随時回答するとともに、受け付けた質問及び回答をとりまとめ、県のホームページにも公表します。
(5)その他 岡山県庁舎食堂出店者公募要項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

5 応募申請書及び企画書類の提出

- (1)提出書類 別表1-1に掲載する書類：法人応募者
別表1-2に掲載する書類：個人応募者
別表1-3に掲載する書類：連合体応募者
別表1-4に掲載する書類：該当者のみ(※)
※出店者の決定を受けた後、フランチャイズ契約等に基づき、第三者に運営を任せようとする場合
(2)提出部数 各書類につき、別表1-1から1-4の右欄に掲げる部数
(3)提出期間 令和6年3月19日(火)から令和6年4月11日(木)まで(閉庁日を除く。)の9時から17時まで(必着)
(4)提出場所 上記第3の2(2)に同じ
(5)提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)
(6)留意事項
ア 上記書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めることがあります。
イ 提案内容の変更等は、上記の期間内に限り可能とし、締切日以降の書き換え、引き替え又は撤回はできません。ただし、申請書の記載事実(事務所の所在地等)に変更があった場合は、速やかに「岡山県庁舎食堂企画提案応募申請書記載事項変更届

出書」(様式第8号)により届け出てください。

6 応募申請書及び企画書類の要件及び取扱い

(1) 申請書類及び企画書類の要件

申請書及び企画書類(以下「申請書類等」という。)は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要です。

ア 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していること

イ 記載事項に不備がないこと

① 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること

② 記載すべき事項が全て記載されていること

③ 虚偽の内容が記載されていないこと

(2) 申請書類等の取扱い

ア 申請書類等に記載された個人情報、出店者の選定、審査その他の出店手続きを実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。

イ 県は、「岡山県庁舎食堂出店者選定委員会」に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、申請書類等の全部又は一部(個人情報を含む。)を提供します。

ウ 提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 県が提示する公募要項等の著作権は県及び作成者に帰属し、応募者が提出した申請書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

オ 県は、出店手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、申請書類等の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、業務計画書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

カ 申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

★☆☆ 企画書類の内容は、できるだけ簡素・簡潔に記載してください。★☆☆

第4 審査及び選定に関する事項

1 選定委員会の設置

県では、「岡山県庁舎食堂出店者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置します。選定委員会は、応募者の審査の結果、失格者を除き最も評価が高いと認められる者を出店候補者に選定します。

なお、申請期間以降、選定までの間に、応募者又はそれと同一と判断される団体等が、選定委員会委員に面談を求めたり、応募者のPR資料等を提出することにより、自らを有利に又は他の者を不利にするように働きかけることを禁じます。

○岡山県庁舎食堂出店者選定委員会の構成

	所属・職
委員長	総務部財産活用課長
委員	総務部人事課職員厚生班長
委員	総務部財産活用課庁舎管理班長
委員	岡山県職員労働組合が推薦する者
委員	岡山県職員労働組合が推薦する者
委員	保健医療部生活衛生課食の安全推進班長

委員	保健医療部健康推進課健康づくり班長が指名する者
委員	農林水産部農村振興課中山間地域農業振興班長

2 審査及び選定の方法

審査及び選定は、次の方法により実施します。

- (1) 応募資格等審査（申請の形式的要件に係る審査）

申請書類を受理した全ての者を対象として、本公募要項第3の1「応募者の資格」及び第3の6(1)の「申請書類及び企画書類の要件」に適合しているかどうかについて、総務部財産活用課において事前審査を行います。その結果を選定委員会に報告します。

当該形式的要件審査の結果、選定対象とされた応募者を対象として、選定委員によるプレゼンテーション審査を実施します。
- (2) 選定委員によるプレゼンテーション審査の実施

ア プレゼンテーションは、応募者が提案のポイントを15分以内で説明した後、質疑応答を行います。

イ 各選定委員は提出された企画書等の応募書類及びプレゼンテーションの内容について、別表2「企画提案項目及び審査に係る評価の視点」に基づき総合的に審査し、別表3「評価の方法」により得点化します。ただし、項目4を除く得点の各委員の合計が5割以下である場合、失格とします。

ウ 選定委員によるプレゼンテーション審査の実施は令和6年4月下旬を予定しており、令和6年4月中旬以降に日程及び実施方法等の詳細について通知します。
- (3) 選定

ア 選定委員会において、失格者を除き、(2)イの得点により最高得点を獲得した応募者を出店候補者として選定します。

イ 最高得点を獲得した者が複数となった場合は、選定委員会において協議を行い出店候補者を選定します。
- (4) 結果の通知

出店者の選定は令和6年4月下旬以降を予定しています。審査結果は応募者全員に文書で通知します。なお、他の者に係る審査の結果や内容についての問合せには応じません。
- (5) 出店者の公表

出店者の公表は令和6年4月下旬以降を予定しており、県のホームページで行います。

3 出店決定後の諸手続き

- (1) 食堂の運営に関する契約の締結手続き

出店者決定後、地方職員共済組合岡山県支部と出店者との間で飲食物の供給に係る契約の締結手続きを行う予定です。
- (2) 行政財産使用許可の手続き

出店者決定後、上記契約に基づき地方職員共済組合岡山県支部と財産活用課との間で行政財産使用許可の手続きを行い、許可後に出店場所内において店舗設置準備をすることができます。

第5 申請にあたっての留意事項

1 選定の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは出店者の選定を取り消す場合があります。

- (1) 選定委員会の委員又は選定手続き業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、本件

申請について不正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

- (2) 本件申請について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- (5) その他選定の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合
- (6) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (7) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

2 そ の 他

(1) 申請の辞退

申請書類等を提出した後に辞退する場合は、「申請辞退届出書」(様式第9号)を提出してください。

(2) 応募等に係る費用負担

応募、審査、選定、契約の手続き等に関し応募者が要する費用は、各応募者の負担とします。

(3) スケジュール (予定)

令和6年3月19日(火)～4月11日(木)	公募要項配布(閉庁日を除く)
3月28日(木)	現地説明会
3月19日(火)～4月11日(木)	質問書の受付(質問の受付)
随時	質問書に対する回答
3月19日(火)～4月11日(木)	企画書類の提出(閉庁日を除く)
4月下旬	プレゼンテーション等の選考
4月下旬	出店者の決定
4月下旬以降	契約等
	店舗設置準備
令和6年7月末	営業開始期限

(4) 問い合わせ先

住 所	〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
担 当 課	岡山県 総務部 財産活用課 庁舎管理班
電 話	086-226-7234
F A X	086-224-3660
ホームページ	https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/

別表1-1 企画書類の内容内訳及び提出部数 ー 法人応募者

書類名	内 容	提出部数
①応募申請書	【様式第3号】	1部
②事業概要	【様式第4号】	10部
③企画書	【様式第5号】 ・各項目について、提案・PRしてください。 ・図面、体系図等の資料を適宜添付願います。 ・使用する用紙は原則としてA4用紙とします。 ただし、図面などA4では見えにくい場合は、この限りではありません。	
④企業概要	企業の概要がわかるもの（パンフレット等）	
⑤定 款	最新のもの	1部
⑥登記事項証明書	法務局が発行する「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」（商号、住所、代表者、設立日を証明するもの）	
⑦役員等名簿	【様式第6号】	
⑧都道府県税完納証明書	・岡山県に納税義務のある者 →岡山県県民局長の発行する県税に滞納のない証明書 ・岡山県に納税義務のない者 →本社所在地の都道府県が発行する都道府県税の滞納のない証明書	
⑨岡山県内の市町村税の完納証明書	・岡山県内の主たる営業所の所在地の市町村の発行する滞納又は滞納のないことの証明書 ・岡山県内に営業所等がなく、納付を要しない者は不要	
⑩消費税及び地方消費税完納証明書	・本社等の所在地を管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税に滞納のないことの証明書 (その3の3、滞納税額のない証明用)	
⑪印鑑証明書	印鑑証明書又は印鑑登録証明書	
⑫決算書類 (最近2か年分)	・貸借対照表 ・損益計算書 ・剰余金処分計算書又は損失金処理計算書(作成している場合のみ)	
⑬預金残高証明書	申請前1ヶ月以内に発行されたもの	
⑭免許等	提案する企画の実施に必要な免許等の写し (既存店舗において取得した各種営業許可等)	

※公的機関の証明書(登記事項証明書、完納証明書及び印鑑証明書)は、「写し」の提出でも可能としますが、**証明年月日が申請前3ヶ月以内のもの**に限ります。

別表1-2 企画書類の内容内訳及び提出部数 ー 個人応募者

書類名	内容	提出部数
①応募申請書	【様式第3号】	1部
②事業概要	【様式第4号】	10部
③企画書	【様式第5号】 ・各項目について、提案・PRしてください。 ・図面、体系図等の資料を適宜添付願います。 ・使用する用紙は原則としてA4用紙とします。 ただし、図面などA4では見えにくい場合は、この限りではありません。	
④店舗概要	飲食業経営等の概要がわかるもの（パンフレット等）	
⑤身分証明書	本籍地の市町村が発行する身分証明書	1部
⑥登記されていないことの証明書	法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書	
⑦都道府県税完納証明書	・岡山県に納税義務のある者 →岡山県県民局長の発行する県税に滞納のない証明書 ・岡山県に納税義務のない者 →本社所在地の都道府県が発行する都道府県税の滞納のない証明書	
⑧岡山県内の市町村税の完納証明書	・岡山県内の主たる営業所の所在地の市町村の発行する滞納又は滞納のないことの証明書 ・岡山県内に営業所等がなく、納付を要しない者は不要	
⑨消費税及び地方消費税完納証明書	・本社等の所在地を管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税に滞納のないことの証明書 (その3の2、滞納税額のない証明用)	
⑩印鑑証明書	印鑑証明書又は印鑑登録証明書	
⑪決算書類 (最近2か年分)	所得税確定申告書の写し (所得税青色申告書決算書の写しを含む)	
⑫預金残高証明書	申請前1ヶ月以内に発行されたもの	
⑬免許等	提案する企画の実施に必要な免許等の写し (既存店舗において取得した各種営業許可等)	

※公的機関の証明書(身分証明書、登記されていないことの証明書、完納証明書及び印鑑証明書)は、「写し」の提出でも可能としますが、証明年月日が申請前3ヶ月以内のものに限ります。

別表 1-3 企画書類の内容内訳及び提出部数 ー 連合体応募者

書類名	内容	提出部数
①応募申請書	【様式第3号】	1部
②協定書等	連合体協定書又は締結予定の協定書等の写し	
③事業概要	【様式第4号】	10部
④企画書	【様式第5号】 ・各項目について、提案・PRしてください。 ・図面、体系図等の資料を適宜添付願います。 ・使用する用紙は原則としてA4用紙とします。 ただし、図面などA4では見えにくい場合は、この限りではありません。	
⑤企業概要等	連合体の構成員それぞれの企業の概要、飲食業経営等の概要がわかるもの(パンフレット等)	
◎法人構成員それぞれについて、別表1-1に掲げる⑤～⑭に係る書類		各1部
◎個人構成員それぞれについて、別表1-2に掲げる⑤～⑬に係る書類		

※公的機関の証明書(登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書、完納証明書及び印鑑証明書)は、「写し」の提出でも可能としますが、証明年月日が申請前3ヶ月以内のものに限ります。

別表 1-4 企画書類の内容内訳及び提出部数 ー 該当者のみ

書類名	内容	提出部数
フランチャイズ契約書等	出店者の決定を受けた後、フランチャイズ契約等に基づき、第三者に運営を任せようとする場合の当該契約書又は締結予定の契約書等の写し	1部
フランチャイズ契約に基づき運営を任せる者に関する書類		各1部
	運営を任せる者が【法人】の場合 → 別表1-1に掲げる⑤～⑭に係る書類	
	運営を任せる者が【個人】の場合 → 別表1-2に掲げる⑤～⑬に係る書類	

※公的機関の証明書(登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書、完納証明書及び印鑑証明書)は、「写し」の提出でも可能としますが、証明年月日が申請前3ヶ月以内のものに限ります。

別表2 企画提案項目及び審査に係る評価の視点

項 目	配 点
<p>1 店舗内容及びサービス向上への配慮</p> <p>(1) 目指す店舗像（構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出店の概要、コンセプト <p>(2) 効率的なサービス方法、清算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食券方式、カフェテリア方式、テーブルサービス等 ・ ネット予約、キャッシュレス決済等利用者集中時の対応 <p>(3) 利用者の健康に配慮したメニューの構成・適正な価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供メニューと価格体系のバランス ・ 栄養バランス（栄養士等の関与） <p>(4) 継続利用に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回数券、ポイントカード等による割引 	<p>90</p> <p>(20)</p> <p>(30)</p> <p>(30)</p> <p>(10)</p>
<p>2 食の安全及び衛生・環境の確保</p> <p>(1) 食の安全確保への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒発生防止のための対策及び食中毒が発生した場合の対応 ・ 従業員に対する検便の実施計画及び大腸菌等の陽性反応が出た場合の対応 ・ 従業員に対する衛生教育、研修等の実施計画 ・ その他、食材調達等を含めた食の安全確保のための取組み <p>(2) 衛生環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種清掃及び害虫駆除作業の計画 <p>(3) 環境負荷への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、ガス給湯器、水道の使用における省エネルギーへの配慮 ・ 設備の保守点検計画 ・ 洗剤等の使用における環境配慮 ・ 食品ロスへの対応 <p>(4) 廃棄物の処理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁当殻、割り箸等の使い捨て容器削減への取組み ・ 食堂から発生する廃棄物を適正に処理するための方法・措置等 	<p>20</p> <p>(5)</p> <p>(5)</p> <p>(5)</p> <p>(5)</p>

項 目	配 点
<p>3 安定的・継続的な店舗運営</p> <p>(1)資金、人材及び運営ノウハウ、健全な収支計画等の状況 ・県庁内食堂に投入する資金、人材、ノウハウ等の具体的内容 ・当該法人の概要（規模・実績・関連会社・系列店・フランチャイズ加盟者等の数や売上高等） ・効率的・安定的な物流システム、商品開発・管理体制 ・健全な収支計画(契約期間中の適切な経営計画)</p> <p>(2)従業員の教育・訓練の具体的体制や考え方及び従業員の配置体制 ・組織図（指揮命令系統）及び責任者 ・最低賃金制度、三六協定等の労働関係法規の遵守 ・従業員の教育・訓練の体制や考え方 ・従業員配置の基本的な考え方 ・従業員・勤務体制等[配置計画、勤務体制(曜日別・時間帯別配置人数)] ・雇用関係</p> <p>(3)不測の事態等への対応 ・利用者、従業員の防犯・防災等の安全管理、事故防止の体制及び事故への対応策 ・災害等発生時の対応策、体制及び保険加入の有無 ・利用者からのクレーム等への対処方法</p> <p>(4)その他安定した経営の確保に関する事項 ・コスト縮減、業務改善、顧客ニーズ調査等、安定した経営の確保につながる提案や取組み</p>	<p>70</p> <p>(40)</p> <p>(20)</p> <p>(5)</p> <p>(5)</p>
<p>4 その他アピールすべき事項・優位性のあるもの・強み (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カロリー表示、栄養成分表示、原料原産地表示等の取組 ・県産食材等を活用（地産地消）する等の使用食材に対するこだわり ・独自の調理方法等 ・県庁の食堂として、利用者の健康増進に資する県の施策との連携・協力の意思 ・昼食以外の営業及び営業時間の具体的内容及び提案理由 ・弁当配達、テイクアウトコーナー等客席スペースを利用せずに喫食する利用者への対応 ・その他 	<p>20</p>

合計 200

別表3 評価の方法

加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価	得点化方法
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、非常に的確 ・提案内容が非常に優れている 	A	配点×1.00
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、的確 ・提案内容が優れている 	B	配点×0.80
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、やや的確 ・提案内容がやや優れている 	C	配点×0.60
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての理解・認識が認められる ・提案内容が標準的である 	D	配点×0.40
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての理解・認識があまり認められない ・提案内容がやや劣っている 	E	配点×0.20
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての理解・認識があまり認められず、加点水準に達していない ・提案内容が劣っている 	F	配点×0.00